

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

水源地域の再生・活力あるまちづくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

愛媛県、大洲市

3 地域再生計画の区域

大洲市の区域の一部

4 地域再生計画の目標

大洲市は愛媛県の西部、県都である松山市から南西に約50kmに位置しており、東は伊予市、喜多郡内子町、西は八幡浜市、南は西予市の3市1町に隣接し、北西部は瀬戸内海「伊予灘」に面している。東部の山間部は内陸性気候に属しているため寒暖の差が大きく、中央部は内陸性盆地型気候で昼夜の気温差が大きい。西部は瀬戸内海気候であり温暖少雨となっている。総人口は46,911人（平成26年1月1日現在）であるが、徐々に減少傾向にあり、特に合併前の旧大洲市以外の3地域においてその動きが顕著に現れている。また高齢化率（平成26年1月1日現在）は全国が24.70%、愛媛県が28.27%に対し、当市は31.00%となっており、高齢化の進展が著しいことがうかがえる。

市の総面積は432.24km²であるが、それに対して林野面積が313.02km²と7割以上を占めており、豊かな農林業地域を形成しているが、担い手不足により就業者は減少傾向にある。一方、市の中心部にある大洲盆地において市街地化が進んでおり、第3次産業の就業者が増加している。

道路の整備状況は、南北、東西幹線、海岸線、高知県に延びる国道の計4本の国道により広域交通網を形成し、大洲長浜線、長浜中村線、小田河辺大洲線などの主要地方道が地域内をつないでいる。また市の中心を四国縦貫・横断自動車道が整備され、四国西南地域の玄関口として広域流通・商業の拠点が形成されている。第3次産業を中心とした産業構造の転換が進む中、このような地域の特性を生かし、積極的に情報の収集、発信を行い、製造業などの企業誘致や新産業の創出、地場産業の育成などに力を入れている。また当市では、第1次産業促進のために、地産地消拠点施設の整備により地域自給率の向上を図るとともに、まちの駅や道の駅での主要農産物や加工品の販売による地場農産物の知名度向上や他産地との差別化によるブランド化、加工品・関連商品の開発などの6次産業化に取り組んでおり、大洲の食材を活かした生産・販売活動を促進している。

当市は大洲盆地を貫流する一級河川「肱川」^{ひじかわ}に沿って集落や田畑が形成されており、また河畔に立つ大洲城を中心に発展してきた町である。城の周辺には江戸時代の城下町の風情をしのばせる建物も多く、その町並みから伊予の小京都と称されている。大洲城や赤煉瓦館、臥龍山荘などの観光スポットのほか、「鶉飼い」や「ドラゴンボート」、「坂本龍馬脱藩の道」など、体験して楽しめる観光事業を展開している。その他、最近では長浜地域の青島が猫の楽園としてメディアに取り上げられ、遠近問わず多くの観光客が訪れている。

「肱川」はその名が示すとおり中腹部で大きな曲線を描いており、幹川流路延長103kmに対し、河口までの直線距離は18kmしかなく、河口部が狹隘という特殊な地形をしている。大洲盆地と伊予灘の気温差、その特殊な地形が相まって、河口部である長浜地域では「肱川あらし」と呼ばれる全国的にもめずらしい霧を伴った強風が発生し、冬の風物詩となっている。その一方で、地形上の問題から、昔から洪水発生による甚大な被害も数多く受けてきており、当市において肱川の治水機能向上は喫緊の課題となっている。

このような事から、平成16年5月に国・県において肱川における具体的な整備方針を示した「肱川水系河川整備計画」が策定され、築堤による河道整備やダムの建設改造等により洪水時における河川流量を安全に流下させる目的で工事が進められ、一日も早い完成が望まれている。

その事業の一つが、支流「河辺川」において建設中の「山鳥坂ダム」^{やまとさか}である。事業の実施によって、水源地域となる山鳥坂地区では、総面積約76ha（うち農地面積約8ha）の水没によって住宅27戸が移転し、また、自治センター等の公共施設や基幹道路である県道も移転整備が検討されている。このように、居住している住民は、ダム建設によって生活環境が著しく変化し、地域コミュニティ形成にも大きな影響を受けることになってくる。

このような事から、「水源地域整備計画（H25.8.23 県策定）」や「地域振興計画（H25.2.6 市策定）」を基本に、生活環境及び産業基盤等の整備を進め「水源地域の再生・活力のあるまちづくり」を進めようとするものである。

また、付替県道等の基盤整備を進めることで、懸案となっている河辺地域（旧河辺村）の道路網整備も大きく前進し、河辺川流域の一体的な活性化にも効果が期待できる。

（目標1）交通障害箇所、事故危険箇所の解消による生活道路の安全性の向上

緊急車両やデイサービス等福祉車両等の速やかな通行、工事用車両との離合の妨げとなる路面狭量箇所や損傷箇所等、事故の危険性のある箇所を平成31年度までに解消する。

交通障害箇所：30箇所（平成26年度）⇒19箇所（平成29年度）
⇒0箇所（平成31年度）

(目標2) 災害時孤立集落の解消

災害時に孤立する恐れのある集落をアクセス道路の整備により解消する。

災害時孤立集落：2集落（平成26年度）⇒2集落（平成29年度）
⇒0集落（平成31年度）

(目標3) 間伐実施面積の拡大

森林へのアクセス向上による間伐の効率化に伴い、年間間伐実施面積を拡大する。

年間間伐実施面積：18.0ha（平成26年度）⇒18.0ha（平成29年度）⇒22.0ha（平成31年度）

(目標4) 観光交流人口の増加

ダム建設予定地である岩谷^{いわや}地区やその上流部にある河辺町で行われているイベント等への観光交流人口を増加させ、地域の活性化を図る。

観光交流人口：2,007人（平成26年度）⇒2,107人（平成29年度）⇒2,208人（平成31年度）

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

山鳥坂ダム建設事業によって、肱川町山鳥坂の岩谷地区中心部が水没することで、兩岸の中腹に点在する集落が地域コミュニティを形成していくことになる。このためには、将来を見据え活性化のために生活基盤の整備・生活環境の改善を図ることで快適性を図り定住化を促進していく必要があると考える。また、災害発生時における共助といった観点からも地域コミュニティ維持は重要な課題となる。

このような事から、車以外の交通手段を持たない地域において快適性や安全安心の生活を確保のため、付替えられる県道を基幹道路として位置付け、それに接続する市道及び林道の整備を行うことで、利便性の向上や緊急車両の円滑な通行、災害時における避難経路の確保を図っていく事としている。

また、森林の公益機能の保全とともに災害に強い山林を維持していくためには、間伐等による森林機能の回復や適正な管理が必要であり、林道を整備することで、整備の加速化、労力の軽減、木材生産の向上を目指している。

5-2 特定政策課題に関する事項

該当なし

5-3 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金【A3001】

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を終了している。
なお、整備箇所については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・市道 道路法に規定する市道に認定済み。()内は認定年月日。
 - 市道岩谷松の久保線 (昭和60年3月15日)
 - 市道ウリキサコ下嵯峨谷線 (昭和60年3月15日)
 - 市道岩谷下嵯峨谷線 (昭和60年3月15日)
 - 市道岩谷正覚線 (昭和60年3月15日)
 - 市道谷口敷水線 (平成10年3月31日)
 - 市道敷水上敷水線 (平成4年6月26日)
 - 市道京造見の越線 (昭和60年3月15日)
 - 市道ウシロイワ宮の前線 (平成16年12月15日)
- ・林道 森林法による地域森林計画(平成26年12月変更)に記載済み。
 - 林道岳山線
 - 林道奥の山線
 - 林道岳線

【施設の種類】

- ・市道
- ・林道

【事業主体】

- 大洲市
- 大洲市

【事業区域】

- ・大洲市

【事業期間】

- ・市道 平成27年度～平成31年度
- ・林道 平成29年度～平成31年度

【事業量及び事業費】

- ・市道3.881km, 林道5.4km
- ・総事業費 906,500千円 (うち交付金 453,100千円)
- (内訳) 市道 757,500千円 (うち交付金 378,600千円)
- 林道 149,000千円 (うち交付金 74,500千円)

5-4 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「水源地域の再生・活力あるまちづくり計画」を達成するため、以下の事業を総括的かつ一体的に行なうものとする。

5-4-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当無し

5-4-2 複数事業と密接に関連させて効果を高める独自の取組

該当無し

5-4-3 支援措置によらない独自の取組

(1) 道路（県道小田河辺大洲線改良事業）

内 容 ダム湖に水没する県道の付替（L=6.7km）及び旧肱川町中心を迂回するバイパス道路の整備（L=1.1km）を実施する。（愛媛県支援事業）

実施主体 愛媛県

実施期間 平成27年4月～平成32年3月

(2) 公営住宅（市営住宅の建替、新築）

内 容 水没に伴う市営住宅の建替及び水没移転者の移転先として住宅の建築を行う。（大洲市単独事業）

実施主体 大洲市

実施期間 平成27年4月～平成29年3月

(3) 公民館等（自治センター等の公共施設整備）

内 容 水没する岩谷地区の自治センター等の整備を行う。（代替地取得・造成、建築）（大洲市単独事業）

実施主体 大洲市

実施期間 平成27年4月～平成31年3月

(4) 消防（消防詰所、防火水槽の整備）

内 容 水没する岩谷地区の消防詰所の移転建替を行う。また、火災時の初期消火の水源として防火水槽の新設を行う。（大洲市単独事業）

実施主体 大洲市

実施期間 平成28年4月～平成30年3月

(5) し尿処理（合併処理浄化槽の整備）

内 容 水源地域における水質保全を目指し、合併処理浄化槽の普及及び排水路の整備を行う。（大洲市単独事業）

実施主体 大洲市

実施期間 平成27年4月～平成31年3月

(6) 林業（森林整備）

内 容 整備計画に基づき、水源地域の森林保全に努める。（大洲市単独事業）

実施主体 大洲市

実施期間 平成27年4月～平成32年3月

5-5 計画期間

・平成27年度～平成31年度

6 目標達成状況に係る評価に関する事項

6-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に、愛媛県大洲市が各目標に関するデータを収集し、速やかに状況を把握する。また計画年度終了後、無作為で抽出した事業範囲内の住民に対してアンケートを行い、満足度を調査するとともに、大洲市関係部局で「地域再生計画評価会議」を開催し、達成状況の評価検討を行うこととする。

6-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	平成26年 (基準年度)	平成29年 (中間年度)	最終目標
目標1 交通障害箇所、事故危険箇所の 解消	30箇所	19箇所	0箇所
目標2 災害時孤立集落の解消	2集落	2集落	0集落
目標3 間伐実施面積の拡大	18.0ha	18.0ha	22.0ha
目標4 観光交流人口の増加	2,007人	2,107人	2,208人

(指標とする数値の収集方法)

項 目	収 集 方 法
交通障害箇所、事故危険箇所の解消	各路線の整備完了により
災害時孤立集落の解消	各路線の整備完了により
間伐実施面積の拡大	大洲市森林組合への聞き取りにより

- 目標の達成状況以外の評価を行う内容

1. 事業の進捗状況
2. 総合的な評価や今後の方針

6-3 目標達成に係る公表の手法

4に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット（大洲市治水第2課のホームページ）への掲載により公表を行う。

6-4 その他

該当無し

7 構造改革特別区域計画に関する事項

該当無し

8 中心市街地活性化基本計画に関する事項

該当無し

9 産業集積形成等基本計画に関する事項

該当無し